

令和6年3月

尾三消防組合議会定例会

日	時	令和6年3月26日(火)	午後2時開議
場	所	尾三消防本部庁舎	3階 議場

尾 三 消 防 組 合



令和6年3月尾三消防組合議会定例会議事日程

令和6年3月26日  
午後2時開議  
尾三消防本部庁舎3階議場

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 議会運営委員会委員長報告                                     |
| 日程第2  | 管理者あいさつ  |
| 日程第3  | 会議録署名者の指名  |
| 日程第4  | 会期の決定  |
| 日程第5  | 一般質問   |
| 日程第6  | 議案第1号<br>尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例          |
| 日程第7  | 議案第2号<br>尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8  | 議案第3号<br>尾三消防組合手数料条例の一部を改正する条例                   |
| 日程第9  | 議案第4号<br>令和5年度尾三消防組合一般会計補正予算（第4号）                |
| 日程第10 | 議案第5号<br>令和6年度尾三消防組合一般会計予算                       |
| 日程第11 | 管理者あいさつ  |



令和6年3月尾三消防組合議会定例会出席者

○ 説明のために出席する者の職氏名

・ 管 理 者	小 山 祐
・ 副 管 理 者	小 浮 正 典
・ 副 管 理 者	佐 藤 有 美
・ 副 管 理 者	近 藤 裕 貴
・ 副 管 理 者	井 俣 憲 治
・ 事 務 局 長	竹 内 勇 治
・ 消 防 長	佐 野 耕 三
・ 次 長 兼 消 防 課 長	村 瀬 昭 二
・ 次 長 兼 予 防 課 長	松 尾 孝 司
・ 次 長 兼 指 令 課 長	近 藤 和 則 介
・ 次 長 兼 特 別 消 防 隊 長	高 橋 雄 介
・ 会 計 管 理 者	加 藤 憲 明
・ 総 務 課 長	水 野 徳 泰
・ 総 務 課 専 門 監	富 村 尚 志

○ 職務のために出席する総務課職員の職氏名

・ 総 務 課 主 幹	深 谷 基 二
・ 総 務 課 課 長 補 佐	山 崎 充
・ 総 務 課 課 長 補 佐	加 藤 敦

○ 職務のために出席する者の職氏名

・ 議会事務部局書記長	塚 田 力
・ 議会事務部局書記	小 林 大 介



## 議 決 の 結 果

議案番号	議 案 名	議決年月日	議決の 内容
議案第 1 号	尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	令和 6 年 3 月 26 日	原案 可決
議案第 2 号	尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	令和 6 年 3 月 26 日	原案 可決
議案第 3 号	尾三消防組合手数料条例の一部を改正する条例	令和 6 年 3 月 26 日	原案 可決
議案第 4 号	令和 5 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 4 号）	令和 6 年 3 月 26 日	原案 可決
議案第 5 号	令和 6 年度尾三消防組合一般会計予算	令和 6 年 3 月 26 日	原案 可決





## 議案第 1 号

尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 6 日提出

尾三消防組合管理者 小 山 祐

### 説 明

地方自治法の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 1 9 号)の公布に伴い、  
会計年度任用職員に勤勉手当の支給を可能とするため、改正する必要がある  
からである。



尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



# 新 旧 対 照 表

尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を改正する条例

新	旧
<p>尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成4年3月26日 条例第1号</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>尾三消防組合職員の育児休業等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成4年3月26日 条例第1号</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>



## 議案第2号

尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和6年3月26日提出

尾三消防組合管理者 小山 祐

### 説明

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)の公布に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当の支給を可能とするため、改正する必要があるからである。





尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第11条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数」を「当該職員について定められた週休日及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第14条第1項中「給与条例第20条（第3項）」を「尾三消防組合職員の給与に関する条例（昭和47年条例第7号。以下「給与条例」という。）第20条（第3項）」に改め、「6月以上」の次に「であって勤務時間が週当たり15時間30分以上」を加え、「（1週間当たりの勤務時間が著しく短いものとして管理者が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第14条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6月以上であって勤務時間が週当たり15時間30分以上の職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の在職期間において、第11条の規定により支給された報酬（第8条に規定する時間外勤務に係る報酬、第9条に規定する休日勤務に係る報酬及び第10条に規定する夜間勤務に係る報酬を除く。）の1月当たりの平均額」とする。

2 任期が6月に満たない職員の1会計年度内における任期（任命権者を同じくするものに限る。）の合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期が6月以上の職員とみなす。

3 6月1日を基準日とする勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで職員として任用され、同日の翌日に職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日

を含む期間の任用に係るもので、任命権者を同じくするものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項に規定する任期が6月以上の職員とみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

# 新 旧 対 照 表

尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を改正する条例

新	旧
<p>尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年12月25日 条例第8号</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(報酬の支給)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から<u>当該職員について定められた週休日及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数</u>を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条 <u>尾三消防組合職員の給与に関する条例（昭和47年条例第7号。以下「給与条例」という。）第20条（第3項及び第5項を除く。）</u>、第20条の2及び第20条の3の規定は、任期が6月以上<u>であって勤務時間が週当たり15時間30分以上の職員</u>_____</p> <p>_____について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員</p>	<p>尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年12月25日 条例第8号</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、報酬及び<u>期末手当</u>_____をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(報酬の支給)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から<u>勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数</u>_____を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条 <u>給与条例第20条（第3項</u>_____</p> <p>_____及び第5項を除く。）、第20条の2及び第20条の3の規定は、任期が6月以上_____の職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短いものとして管理者が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員</p>

## 新 旧 対 照 表

にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間において、第11条の規定により支給された報酬(第8条に規定する時間外勤務に係る報酬、第9条に規定する休日勤務に係る報酬及び第10条に規定する夜間勤務に係る報酬を除く。)の1月当たりの平均額」とする。

2・3 (略)

(勤勉手当)

第14条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6月以上であつて勤務時間が週当たり15時間30分以上の職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間において、第11条の規定により支給された報酬(第8条に規定する時間外勤務に係る報酬、第9条に規定する休日勤務に係る報酬及び第10条に規定する夜間勤務に係る報酬を除く。)の1月当たりの平均額」とする。

2 任期が6月に満たない職員の1会計年度内における任期(任命権者を同じくするものに限る。)の合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期が6月以上の職員とみなす。

3 6月1日を基準日とする勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで職員として任用され、同日の翌日に職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るもので、任命権者を同じくするものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項に規定する任期が6月以上の職員とみなす。

にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間において、第11条の規定により支給された報酬(第8条に規定する時間外勤務に係る報酬、第9条に規定する休日勤務に係る報酬及び第10条に規定する夜間勤務に係る報酬を除く。)の1月当たりの平均額」とする。

2・3 (略)

## 議案第3号

尾三消防組合手数料条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和6年3月26日提出

尾三消防組合管理者 小 山 祐

### 説 明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査手数料を改正する必要があるからである。



## 尾三消防組合手数料条例の一部を改正する条例

尾三消防組合手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査の部中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。





# 新旧対照表

尾三消防組合手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を改正する条例

新					旧								
尾三消防組合手数料条例 平成12年3月27日 条例第2号					尾三消防組合手数料条例 平成12年3月27日 条例第2号								
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）								
事務の名称 (略)	手数料の名称 (略)	区分 (略)		単位 (略)	手数料の金額 (略)	事務の名称 (略)	手数料の名称 (略)	区分 (略)		単位 (略)	手数料の金額 (略)		
消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	危険物製造所等設置許可申請手数料	貯蔵所	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	1,450,000円	消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	危険物製造所等設置許可申請手数料	貯蔵所	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	1,180,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	1,720,000円	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所				1件	1,410,000円		
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	1,920,000円	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所				1件	1,590,000円		
			危険物の貯蔵最	1件	2,360,000円	危険物の貯蔵最				1件	1,950,000円		

## 新 旧 対 照 表

			大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所						大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>2,740,000円</u>				危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>2,270,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>5,640,000円</u>				危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>4,550,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>7,240,000円</u>				危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>5,820,000円</u>

## 新 旧 対 照 表

				危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>8,790,000円</u>				危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>7,070,000円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)



令和 5 年度  
\*\*\*\*\*

# 一般会計補正予算書

(第 4 号)

尾三消防組合



## 議案第4号

### 令和5年度尾三消防組合一般会計補正予算（第4号）

令和5年度尾三消防組合の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,844千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,374,842千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月26日提出

尾三消防組合管理者 小山 祐





第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 使用料及び手数料		4,470	△1,330	3,140
	2. 手数料	4,466	△1,330	3,136
5. 財産収入		2,423	4,016	6,439
	1. 財産運用収入	2,223	162	2,385
	2. 財産売払収入	200	3,854	4,054
6. 寄附金		1	99	100
	1. 寄附金	1	99	100
7. 繰入金		54,959	26,937	81,896
	1. 繰入金	54,959	26,937	81,896
9. 諸収入		48,063	4,322	52,385
	1. 諸収入	48,063	4,322	52,385
10. 地方債		401,000	△1,200	399,800
	1. 地方債	401,000	△1,200	399,800
歳入合計		4,341,998	32,844	4,374,842

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		3,420,554	57,127	3,477,681
	1. 総務管理費	3,420,383	57,127	3,477,510
3. 消防費		824,197	△24,283	799,914
	1. 消防費	824,197	△24,283	799,914
歳出合計		4,341,998	32,844	4,374,842



第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3. 消防費	1. 消防費	車両整備事業	252,381



第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
車両整備事業	401,000	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
起債の目的	補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
車両整備事業	399,800	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。



令和 5 年度  
\*\*\*\*\*

# 一般会計補正予算説明書

(第 4 号)

尾三消防組合





歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 使用料及び手数料	4,470	△1,330	3,140
5. 財産収入	2,423	4,016	6,439
6. 寄附金	1	99	100
7. 繰入金	54,959	26,937	81,896
9. 諸収入	48,063	4,322	52,385
10. 地方債	401,000	△1,200	399,800
歳入合計	4,341,998	32,844	4,374,842

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費	3,420,554	57,127	3,477,681
3. 消防費	824,197	△24,283	799,914
歳出合計	4,341,998	32,844	4,374,842

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
0	0	2,310	54,817
0	△1,200	100	△23,183
0	△1,200	2,410	31,634

## 2. 歳 入

(款) 2 使用料及び手数料 (項) 2 手数料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 手数料	4,466	△1,330	3,136
計	4,466	△1,330	3,136

(款) 5 財産収入 (項) 1 財産運用収入

1 財産貸付収入	2,221	162	2,383
計	2,223	162	2,385

(款) 5 財産収入 (項) 2 財産売払収入

1 物品売払収入	200	3,854	4,054
計	200	3,854	4,054

(款) 6 寄附金 (項) 1 寄附金

1 寄附金	1	99	100
計	1	99	100

(款) 7 繰入金 (項) 1 繰入金

1 繰入金	54,959	26,937	81,896
計	54,959	26,937	81,896

(款) 9 諸収入 (項) 1 諸収入

1 諸収入	48,063	4,322	52,385
計	48,063	4,322	52,385

(款) 10 地方債 (項) 1 地方債

1 地方債	401,000	△1,200	399,800
計	401,000	△1,200	399,800

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 手数料	△1,330	消防関係申請手数料	△1,330

1 財産貸付収入	162	庁舎等賃貸料	162

1 物品売払収入	3,854	物品売払収入	3,854

1 寄附金	99	寄附金	99

1 繰入金	26,937	財政調整基金繰入金	26,937

1 雑収入	4,322	派遣職員（出向）人件費	3,640
		雑入	730
		救急車同乗実習生受入金	△48

1 地方債	△1,200	車両整備事業	△1,200

### 3. 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	39,014	14,599	53,613				14,599
2 人事管理費	3,149,056	△19,040	3,130,016			2,310	△21,350
4 財産管理費	232,151	61,568	293,719				61,568

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	△61	情報公開・個人情報保護審査会委員	△61
11 役務費	△300	通信運搬費	△300
12 委託料	△220	システム保守委託料	△110
		採用試験委託料	△110
13 使用料及び賃借料	△2,893	システム借上料	△700
		印刷機・複合機借上料	△2,193
22 償還金・利子及び割引料	18,073	返還金	18,073
2 給料	△3,600	再任用職員給料	△3,600
3 職員手当等	△9,300	管理職員特別勤務手当	△300
		扶養手当	△500
		住居手当	△1,500
		休日勤務手当	△5,000
		夜間勤務手当	△1,000
		再任用職員地域手当	△300
		再任用職員期末勤勉手当	△700
4 共済費	△2,158	共済組合追加費用負担金	△1,658
		厚生年金保険料	△500
8 旅費	△950	一般旅費	△200
		消防大学校研修旅費	△600
		受託研修旅費	△150
12 委託料	△1,823	職員健康診断等委託料	△1,500
		産業医委託料	△198
		職員研修委託料	△125
18 負担金、補助及び交付金	△1,209	消防大学校研修負担金	△1,200
		危険物取扱者保安講習受講料	△9
10 需用費	△5,734	光熱水費	△5,734
14 工事請負費	△2,202	日進消防署西側外壁工事	△2,202
24 積立金	69,504	消防施設整備等基金積立金・利子積立金	69,504

## (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(財産管理費)							
計	3,420,383	57,127	3,477,510			2,310	54,817

## (款) 3 消防費 (項) 1 消防費

1 消防費	692,432	△13,759	678,673		△1,200	100	△12,659
2 予防費	7,132	△444	6,688				△444
5 日進消防署費	9,057	△1,134	7,923				△1,134
6 西出張所費	4,158	△500	3,658				△500



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

8 旅費	△179	一般旅費	△179
10 需用費	△11, 187	新型コロナウイルス対策用資材費	△11, 187
11 役務費	△114	各種保険料 車両登録・抹消手数料 各種手数料	△36 △60 △18
12 委託料	△559	線量計等保守点検委託料 ガス検知器点検委託料 病院実習委託料 絶縁用保護具点検委託料	△352 △39 △132 △36
13 使用料及び賃借料	△21	駐車場使用料	△21
17 備品購入費	△1, 493	車両整備事業 救急用資機材整備事業	△1, 238 △255
18 負担金、補助及び交付金	△61	プロトコル運用教育負担金 日本救急医学会中部地方会負担金	△54 △7
26 公課費	△145	車両重量税	△145
7 報償費	△24	防火作品表彰費 講師等謝礼金	△14 △10
8 旅費	△134	一般旅費	△134
10 需用費	△264	印刷製本費 新型コロナウイルス対策用資材費	△262 △2
17 備品購入費	△22	予防業務用備品	△22
10 需用費	△1, 134	光熱水費	△1, 134
10 需用費	△500	光熱水費	△500

## (款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(西出張所費)							
7 みよし消防署費	8,399	△1,351	7,048				△1,351
8 南出張所費	3,207	△323	2,884				△323
9 東郷消防署費	7,211	△1,381	5,830				△1,381
10 豊明消防署費	13,528	△2,500	11,028				△2,500
11 南部出張所費	3,669	△800	2,869				△800
12 長久手消防署費	11,529	△2,091	9,438				△2,091
計	824,197	△24,283	799,914		△1,200	100	△23,183

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	△1,329	光熱水費 △1,329
11 役務費	△22	ポンベ充填手数料 △22
10 需用費	△309	光熱水費 △309
13 使用料及び賃借料	△14	複合機使用料 △14
10 需用費	△1,381	光熱水費 △1,381
10 需用費	△2,500	光熱水費 △2,500
10 需用費	△800	光熱水費 △800
10 需用費	△2,000	光熱水費 △2,000
12 委託料	△61	消防ポンプ機能点検委託料 △61
13 使用料及び賃借料	△30	複写機使用料 △30



令和 6 年度

.....

# 一般会計予算書

尾三消防組合



## 議案第5号

### 令和6年度尾三消防組合一般会計予算

令和6年度尾三消防組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,769,748千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和6年3月26日提出

尾三消防組合管理者 小山 祐

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分担金及び負担金		4,001,194
	1. 分担金	4,001,194
2. 使用料及び手数料		4,144
	1. 使用料	4
	2. 手数料	4,140
3. 国庫支出金		52,397
	1. 国庫補助金	52,396
	2. 国庫負担金	1
4. 県支出金		1,272
	1. 県交付金	1,272
	県補助金	0
5. 財産収入		4,428
	1. 財産運用収入	3,128
	2. 財産売払収入	1,300
6. 寄附金		1
	1. 寄附金	1
7. 繰入金		1
	1. 繰入金	1
8. 繰越金		20,000
	1. 繰越金	20,000
9. 諸収入		53,211



(単位：千円)

款	項	金額
	1. 諸収入	53,211
10. 地方債		633,100
	1. 地方債	633,100
歳入合計		4,769,748

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議会費		825
	1. 議会費	825
2. 総務費		3,443,773
	1. 総務管理費	3,443,602
	2. 監査委員費	171
3. 消防費		1,191,362
	1. 消防費	1,191,362
4. 公債費		128,788
	1. 公債費	128,788
5. 予備費		5,000
	1. 予備費	5,000
歳出合計		4,769,748

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
車両整備事業	236,100	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
指令システム部分更新事業	397,000			



令和 6 年度

.....

# 一 般 会 計 予 算 説 明 書

尾三消防組合



歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 分担金及び負担金	4,001,194	3,716,823	284,371
2. 使用料及び手数料	4,144	4,470	△326
3. 国庫支出金	52,397	11,932	40,465
4. 県支出金	1,272	1,306	△34
5. 財産収入	4,428	2,423	2,005
6. 寄附金	1	1	0
7. 繰入金	1	1	0
8. 繰越金	20,000	20,000	0
9. 諸収入	53,211	46,659	6,552
10. 地方債	633,100	401,000	232,100
歳入合計	4,769,748	4,204,615	565,133

歳 出

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 議会費	825	825	0
2. 総務費	3,443,773	3,283,776	159,997
3. 消防費	1,191,362	823,592	367,770
4. 公債費	128,788	91,422	37,366
5. 予備費	5,000	5,000	0
歳出合計	4,769,748	4,204,615	565,133



(単位：千円)

本年度予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
0	0	0	825
0	0	3,853	3,439,920
53,669	633,100	2,848	501,745
0	0	0	128,788
0	0	0	5,000
53,669	633,100	6,701	4,076,278

## 2. 歳入

### (款) 1 分担金及び負担金 (項) 1 分担金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金	4,001,194	3,716,823	284,371
計	4,001,194	3,716,823	284,371

### (款) 2 使用料及び手数料 (項) 1 使用料

1 使用料	4	4	0
計	4	4	0

### (款) 2 使用料及び手数料 (項) 2 手数料

1 手数料	4,140	4,466	△326
計	4,140	4,466	△326

### (款) 3 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金

1 緊急消防援助隊設備整備費補助金	52,396	11,931	40,465
計	52,396	11,931	40,465

### (款) 3 国庫支出金 (項) 2 国庫負担金

1 緊急消防援助隊活動費負担金	1	1	0
計	1	1	0

### (款) 4 県支出金 (項) 1 県交付金

1 消防交付金	1,272	1,305	△33
計	1,272	1,305	△33

### (款) 4 県支出金 (項) 県補助金

消防施設整備費補助金	0	1	△1
------------	---	---	----

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 分担金	4,001,194	各市町分担金 4,001,194 日進市 24.7061% 988,539千円 豊明市 21.0895% 843,832千円 みよし市 20.3422% 813,931千円 長久手市 18.1236% 725,160千円 東郷町 15.7386% 629,732千円

1 使用料	4	行政財産目的外使用料 4

1 手数料	4,140	消防関係申請手数料 4,140

1 緊急消防援助隊設備整備費補助金	52,396	緊急消防援助隊設備整備費補助金 52,396

1 緊急消防援助隊活動費負担金	1	緊急消防援助隊活動費負担金 1

1 消防交付金	1,272	石油貯蔵施設立地対策等交付金 1,272

消防施設整備費補助金	0	消防施設整備費補助金（廃項） 0
------------	---	------------------

## (款) 4 県支出金 (項) 県補助金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
計	0	1	△1

## (款) 5 財産収入 (項) 1 財産運用収入

1 財産貸付収入	2,860	2,221	639
2 利子及び配当金	268	2	266
計	3,128	2,223	905

## (款) 5 財産収入 (項) 2 財産売却収入

1 物品売却収入	1,300	200	1,100
計	1,300	200	1,100

## (款) 6 寄附金 (項) 1 寄附金

1 寄附金	1	1	0
計	1	1	0

## (款) 7 繰入金 (項) 1 繰入金

1 繰入金	1	1	0
計	1	1	0

## (款) 8 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰越金	20,000	20,000	0
計	20,000	20,000	0

## (款) 9 諸収入 (項) 1 諸収入

1 諸収入	53,211	46,659	6,552
-------	--------	--------	-------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

1 財産貸付収入	2,860	庁舎等賃貸料	2,860
1 利子及び配当金	268	財政調整基金運用利子	1
		消防施設整備等基金運用利子	267

1 物品売払収入	1,300	物品売払収入	1,300
----------	-------	--------	-------

1 寄附金	1	寄附金	1
-------	---	-----	---

1 繰入金	1	財政調整基金繰入金	1
-------	---	-----------	---

1 繰越金	20,000	前年度繰越金	20,000
-------	--------	--------	--------

1 雑収入	53,211	派遣職員（出向）人件費	48,044
		高速自動車国道救急業務に関する支弁金	2,848
		生命保険等事務費	1,306
		自動販売機光熱水費	266
		写しの交付に要する費用	1

(款) 9 諸収入 (項) 1 諸収入

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
(諸収入)			
計	53,211	46,659	6,552

(款) 10 地方債 (項) 1 地方債

1 地方債	633,100	401,000	232,100
計	633,100	401,000	232,100

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		雑入 1
		預金利子 1
		職員負担分雇用保険料 142
		救急車同乗実習生受入金 352
		職員負担分公舎使用料 250

1 地方債	633,100	車両整備事業 236,100
		指令システム部分更新事業 397,000

3. 歳 出

(款) 1 議会費 (項) 1 議会費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	825	825	0				825
計	825	825	0				825

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

1 一般管理費	38,380	35,511	2,869				38,380
---------	--------	--------	-------	--	--	--	--------



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	675	議会議員報酬	675
9 交際費	150	議長交際費	150

1 報酬	437	管理者	75
		副管理者	240
		情報公開・個人情報保護審査会委員	122
5 災害補償費	1	会計年度任用職員公務災害補償費	1
7 報償費	100	表彰費	100
9 交際費	150	管理者交際費	150
10 需用費	5,556	消耗品費	3,334
		印刷製本費	891
		例規集データベース更新費用	1,331
11 役務費	956	クリーニング代	20
		保険料	6
		通信運搬費	621
		インターネット利用料	309
12 委託料	8,029	システム保守委託料	4,670
		弁護士顧問委託料	660
		ホームページ保守委託料	225
		パソコン設定委託料	2,068
		採用試験委託料	318
		備品台帳データ抽出委託料	88
13 使用料及び賃借料	23,150	複合機使用料	900
		放送受信料	259
		システム借上料	13,071
		パソコン借上料	5,341
		例規集システム使用料	1,188
		駐車場使用料	6
		道路通行料	240

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(一般管理費)							
2 人事管理費	3,185,760	3,102,725	83,035			3,587	3,182,173

(単位：千円)

節			
区分	金額	説明	
		複合機借上料	337
		ホームページサーバ使用料	63
		公舎使用料	1,745
21 補償、補填及び賠償金	1	補償、補填及び賠償金	1
1 報酬	4,525	会計年度任用職員報酬	4,525
2 給料	1,318,958	職員給料	1,306,045
		暫定再任用職員給料	12,913
3 職員手当等	1,102,649	管理職手当	40,982
		管理職員特別勤務手当	3,015
		扶養手当	64,743
		地域手当	141,177
		住居手当	22,571
		通勤手当	24,317
		特殊勤務手当	11,349
		時間外勤務手当	100,614
		休日勤務手当	33,333
		夜間勤務手当	27,763
		宿日直手当	22
		期末勤勉手当	586,925
		児童手当	39,040
		暫定再任用職員地域手当	1,292
		暫定再任用職員通勤手当	469
		暫定再任用職員期末勤勉手当	2,782
		会計年度任用職員期末勤勉手当	1,703
		単身赴任手当	552
4 共済費	675,409	共済組合負担金	444,978
		共済組合追加費用負担金	20,629
		退職手当組合負担金	201,403
		地方公務員災害補償基金負担金	5,656
		労災保険料	19
		雇用保険料	370
		厚生年金保険料	2,213
		特定健康診査負担金	53
		子ども・子育て拠出金	88
7 報償費	154	心の健康相談事業謝礼金	100

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(人事管理費)							
3 会計管理費	198	162	36				198
4 財産管理費	219,264	145,207	74,057			266	218,998

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		惨事ストレス講師謝礼金	54
8 旅費	4,965	一般旅費	509
		総務省派遣旅費	439
		消防大学校研修旅費	946
		消防学校研修旅費	2,550
		教養視察研修旅費	100
		受託研修旅費	287
		普通旅費及び費用弁償	134
12 委託料	12,819	公平委員会事務委託料	102
		職員健康診断等委託料	7,696
		B型肝炎等予防接種委託料	2,334
		産業医委託料	1,056
		職員研修委託料	1,102
		昇任試験委託料	529
18 負担金、補助及び交付金	66,281	派遣職員（受入）負担金	57,865
		職員共助会補助金	2,713
		消防大学校研修負担金	1,757
		消防学校研修負担金	2,620
		各種資格取得補助金	1,040
		消防車両（大型）研修負担金	261
		個人情報保護法改正対応講座負担金	6
		危険物取扱者保安講習受講料	19
10 需用費	147	印刷製本費	147
11 役務費	51	現金輸送保険料	10
		残高証明書発行手数料	22
		振込関係手数料	19
10 需用費	24,242	消耗品費	1,983
		光熱水費	15,259
		修繕料	7,000
11 役務費	1,857	一般加入電話料	425
		ごみ搬入利用料	200
		ダイヤルイン電話料	250
		庁舎火災保険料	835
		収入印紙代	1

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(財産管理費)							
計	3,443,602	3,283,605	159,997			3,853	3,439,749

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		各種手数料	70
		家電リサイクル料	37
		浄化槽法定検査料	39
12 委託料	26,036	庁舎美化委託料	2,904
		消防用設備点検委託料	704
		自家用電気工作物保安管理委託料	2,574
		非常用自家発電設備保守委託料	493
		自家用給油取扱所地下タンク検査委託料	108
		浄化槽維持管理委託料	833
		庁舎清掃委託料	1,804
		ごみ処分委託料	1,422
		植木管理委託料	313
		剪定業務委託料	553
		公会計財務書類作成業務委託料	990
		空調設備等保守点検委託料	4,482
		エレベータ保守点検委託料	225
		雨水ろ過装置管理委託料	53
		PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託料	878
		耐震診断業務委託料	7,700
13 使用料及び賃借料	9,748	寝具借上料	6,610
		清掃用品借上料	399
		土地借上料	2,739
14 工事請負費	17,933	豊明消防署スカイウォーク防水改修工事	8,998
		本部自家給地下貯蔵タンクの流出事故防止対策工事	2,420
		豊明消防署排煙ホータ取替工事	2,431
		みよし消防署南出張所事務室空調機取替工事	759
		長久手消防署擁壁・側溝取り合い工事	245
		本部動力変圧器取替工事	3,080
17 備品購入費	761	一般備品	761
24 積立金	138,687	財政調整基金積立金・利子積立金	1
		消防施設整備等基金積立金・利子積立金	138,686

(款) 2 総務費 (項) 2 監査委員費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 監査委員費	171	171	0				171
計	171	171	0				171

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

1 消防費	558,271	692,216	△133,945	53,669	236,100	2,848	265,654
-------	---------	---------	----------	--------	---------	-------	---------



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	162	監査委員報酬	162
10 需用費	9	消耗品費	9

7 報償費	27	救急講師謝礼金	27
8 旅費	2,521	一般旅費	2,521
10 需用費	71,512	消耗品費	99
		燃料費	5,360
		印刷製本費	501
		修繕料	8,500
		職員被服費	26,663
		救急業務用資材費	15,644
		応急手当普及啓発用資材費	1,262
		非常用食糧整備事業費	556
		街の救命ステーション資材費	53
		消防・救助業務用資材費	10,989
		感染対策用資材費	1,617
		救護支援ボランティア資材費	268
11 役務費	10,306	携帯電話料	36
		クリーニング代	64
		各種保険料	804
		車両点検手数料	5,886
		任意自動車保険料	2,740
		自賠責保険料	275
		車両登録・抹消手数料	353
		救急救命士関係手数料	116
		各種手数料	32
12 委託料	14,346	潜水器具機能点検委託料	62
		線量計等保守点検委託料	982
		ガス検知器点検委託料	216
		はしご車機能点検委託料	1,808
		医療廃棄物処理委託料	694
		患者監視装置保守点検委託料	314

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(消防費)							
2 予防費	7,199	7,132	67				7,199

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		人工呼吸器等保守点検委託料	492
		救急業務支援委託料	3,265
		病院実習委託料	5,492
		空気ボンベ充填設備保守点検委託料	225
		絶縁用保護具点検委託料	315
		重機オペレーター研修委託料	222
		アルコール検知器点検委託料	258
		災害時活動支援委託料	1
13 使用料及び賃借料	53	駐車場使用料	53
15 原材料費	800	消防・救助訓練用材料費	800
17 備品購入費	443,933	救助用資機材整備事業	7,670
		消防用資機材整備事業	4,306
		車両整備事業	426,013
		応急手当普及啓発用備品整備事業	897
		救急用資機材整備事業	5,047
18 負担金、補助及び交付金	12,563	救急救命士養成負担金	9,738
		救急救命士再教育負担金	574
		尾張東部地区メディカルコントロール協議会負担金	162
		日本臨床救急医学会負担金	20
		日本救急医学会中部地方会負担金	10
		尾三消防連絡協議会負担金	250
		愛知安全運転管理協議会負担金	90
		愛知県下高速道路消防連絡協議会負担金	6
		消防救助研修負担金	1,114
		全国消防長会会費	390
		全国消防長会研修負担金	1
		愛知県消防長会負担金	27
		全国消防協会会費	149
		愛知県消防協会会費	23
		西三河地域消防協議会負担金	9
26 公課費	2,210	車両重量税	2,210
7 報償費	134	防火作品表彰費	79
		講師等謝礼金	55
8 旅費	173	一般旅費	173

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(予防費)							
3 指令費	559,846	58,097	501,749		397,000		162,846

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	3,505	消耗品費	1,341
		印刷製本費	1,241
		防火啓発品費	923
11 役務費	655	携帯電話料	26
		保険料	51
		振込手数料	2
		通信運搬費	576
13 使用料及び賃借料	1,681	危険物関係法令検索システム使用料	317
		S N S 使用料	1,318
		消防フェスタ機材借上料	46
15 原材料費	50	訓練等材料費	50
17 備品購入費	323	予防業務用備品	253
		防火防災啓発備品	70
18 負担金、補助及び交付金	678	危険物安全協会補助金	462
		愛知県少年消防クラブ負担金	54
		予防技術検定負担金	57
		予防関係各種講習負担金	98
		尾三危険物安全協会会費	7
8 旅費	34	一般旅費	34
10 需用費	3,255	消耗品費	371
		修繕料	2,500
		デジタル無線基地局電気代	384
11 役務費	16,772	一般加入電話料	173
		携帯電話料	14
		署所間ネットワーク専用回線利用料	10,140
		N E T 1 1 9 利用料	2,640
		位置情報通知システム利用料	1,154
		発信地表示システム利用料	467
		消防専用線電話料	533
		指令系統電話料	268
		衛星携帯電話利用料	376
		携帯電話直接受信転送用 I N S 利用料	115

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(指令費)							
4 特別消防隊 費	6,505	5,389	1,116				6,505

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		高度情報通信ネットワーク利用料	90
		無線従事者養成講習会手数料	2
		外国語通訳業務利用料	130
		インターネット利用料	311
		AVM用LTE回線契約手数料	138
		AVM用回線利用料	221
12 委託料	31,561	指令施設保守委託料	10,666
		デジタル無線保守委託料	11,845
		指令システム住所プログラム変更委託料	4,091
		指令システム施工監理委託料	4,730
		AVM用回線接続委託料	64
		無線機移設作業委託料	165
13 使用料及び賃借料	5,027	複合機使用料	39
		デジタル無線基地局借上料	3,353
		電話交換機借上料	1,635
14 工事請負費	501,404	指令システム部分更新事業	490,478
		指令放送設備更新事業	10,926
17 備品購入費	1,283	指令備品	1,283
18 負担金、補助及び交付金	510	愛知県防災行政無線運営協議会分担金	506
		研修講習負担金	4
8 旅費	19	一般旅費	19
10 需用費	4,495	消耗品費	1,370
		印刷製本費	140
		修繕料	100
		職員被服費	1,155
		救助技術訓練用資材費	1,730
11 役務費	723	携帯電話料	242
		ボンベ耐圧試験料	348
		ボンベ充填手数料	108
		廃油処理手数料	25
12 委託料	565	車両特殊装置点検委託料	354
		タイヤ交換委託料	27

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(特別消防隊費)							
5 日進消防署 費	9,044	9,057	△13				9,044
6 西出張所費	3,884	4,158	△274				3,884



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		化学検知器点検委託料	184
13 使用料及び賃借料	279	複合機使用料	100
		駐車場使用料	6
		潜水施設使用料	173
15 原材料費	30	訓練等材料費	30
17 備品購入費	394	備品購入費	394
10 需用費	8,256	消耗品費	558
		光熱水費	4,579
		燃料費	2,919
		修繕料	200
11 役務費	560	一般加入電話料	168
		携帯電話料	132
		ボンベ耐圧試験料	89
		ボンベ充填手数料	161
		各種手数料	10
12 委託料	112	消防ポンプ機能点検委託料	112
13 使用料及び賃借料	86	複合機使用料	52
		放送受信料	34
15 原材料費	30	訓練等材料費	30
10 需用費	3,566	消耗品費	198
		光熱水費	2,456
		燃料費	812
		修繕料	100
11 役務費	254	一般加入電話料	96
		携帯電話料	36
		ボンベ耐圧試験料	38
		ボンベ充填手数料	84
13 使用料及び賃借料	54	複合機使用料	20
		放送受信料	34

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(西出張所費)							
7 みよし消防署費	7,920	8,399	△479				7,920
8 南出張所費	3,494	3,207	287				3,494
9 東郷消防署費	6,984	7,211	△227				6,984

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
15 原材料費	10	訓練等材料費	10
10 需用費	7,159	消耗品費	478
		光熱水費	5,227
		燃料費	1,254
		修繕料	200
11 役務費	445	一般加入電話料	173
		携帯電話料	96
		ポンベ耐圧試験料	103
		ポンベ充填手数料	73
12 委託料	217	消防ポンプ機能点検委託料	217
13 使用料及び賃借料	69	複合機使用料	44
		放送受信料	25
15 原材料費	30	訓練等材料費	30
10 需用費	3,161	消耗品費	198
		光熱水費	2,019
		燃料費	844
		修繕料	100
11 役務費	278	一般加入電話料	96
		携帯電話料	36
		ポンベ耐圧試験料	80
		ポンベ充填手数料	66
13 使用料及び賃借料	45	複合機使用料	20
		放送受信料	25
15 原材料費	10	訓練等材料費	10
10 需用費	6,277	消耗品費	453
		光熱水費	3,893
		燃料費	1,731
		修繕料	200
11 役務費	432	一般加入電話料	125
		携帯電話料	96

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(東郷消防署費)							
10 豊明消防署費	13,344	13,528	△184				13,344
11 南部出張所費	3,329	3,669	△340				3,329

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		ポンベ耐圧試験料	88
		ポンベ充填手数料	123
12 委託料	173	消防ポンプ機能点検委託料	112
		車両特殊装置点検委託料	61
13 使用料及び賃借料	72	複合機使用料	38
		放送受信料	34
15 原材料費	30	訓練等材料費	30
10 需用費	11,908	消耗品費	674
		光熱水費	8,196
		燃料費	2,769
		印刷製本費	69
		修繕料	200
11 役務費	878	一般加入電話料	350
		携帯電話料	132
		ポンベ耐圧試験料	164
		ポンベ充填手数料	195
		保険料	37
12 委託料	143	車両特殊装置点検委託料	143
13 使用料及び賃借料	160	複合機使用料	120
		放送受信料	40
15 原材料費	255	訓練等材料費	255
10 需用費	3,000	消耗品費	198
		光熱水費	1,869
		燃料費	833
		修繕料	100
11 役務費	267	一般加入電話料	83
		携帯電話料	61
		ポンベ耐圧試験料	46
		ポンベ充填手数料	77
13 使用料及び賃借料	52	複合機使用料	20

(款) 3 消防費 (項) 1 消防費

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(南部出張所費)							
12 長久手消防署費	11,542	11,529	13				11,542
計	1,191,362	823,592	367,770	53,669	633,100	2,848	501,745

(款) 4 公債費 (項) 1 公債費

1 元金	126,520	90,796	35,724				126,520
2 利子	2,268	626	1,642				2,268
計	128,788	91,422	37,366				128,788

(款) 5 予備費 (項) 1 予備費

1 予備費	5,000	5,000	0				5,000
計	5,000	5,000	0				5,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		放送受信料	32
15 原材料費	10	訓練等材料費	10
10 需用費	10,446	消耗品費	642
		光熱水費	6,866
		燃料費	2,738
		修繕料	200
11 役務費	629	一般加入電話料	202
		携帯電話料	132
		ボンベ耐圧試験料	184
		ボンベ充填手数料	111
12 委託料	312	消防ポンプ機能点検委託料	275
		車両特殊装置点検委託料	37
13 使用料及び賃借料	99	複合機使用料	74
		放送受信料	25
15 原材料費	56	訓練等材料費	56

22 償還金、利子及び割引料	126,520	長期債元金	126,520
22 償還金、利子及び割引料	2,268	長期債利子	2,268

1 予備費	5,000	予備費	5,000

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
本年度	長 等	5	315						315		315	
	議 員	15	675						675		675	
	その他の 特別職	7	284						284		284	
	計	27	1,274						1,274		1,274	
前年度	長 等	5	315						315		315	
	議 員	15	675						675		675	
	その他の 特別職	7	345						345		345	
	計	27	1,335						1,335		1,335	
比 較	長 等	0	0						0		0	
	議 員	0	0						0		0	
	その他の 特別職	0	△ 61						△ 61		△ 61	
	計	0	△ 61						△ 61		△ 61	

## 2 一般職

### (1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	342 (10)	4,525	1,318,958	1,102,649	2,426,132	675,409	3,101,541	
前 年 度	336 (15)	4,196	1,296,376	1,062,593	2,363,165	647,403	3,010,568	
比 較	6 (△5)	329	22,582	40,056	62,967	28,006	90,973	

備考 ( ) 内は、暫定再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員について外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	
	本 年 度	40,982	64,743	142,469	22,571	24,786		552	11,349
	前 年 度	40,982	62,352	139,971	23,388	23,967		0	11,349
	比 較	0	2,391	2,498	△ 817	819		552	0
区 分	時間外勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	期末、勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	本 年 度	100,614	22	3,015	27,763	33,333	591,410	39,040	
	前 年 度	97,357	22	2,952	27,299	31,247	563,652	38,055	
	比 較	3,257	0	63	464	2,086	27,758	985	



(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	22,582	給与改定に伴う増加分	14,318	給料改定率 1.10%	
		昇給に伴う増加分	16,005	平均昇給率 1.26%	
		その他の増減分	△ 7,741	職員の異動等に伴う増減	
職 員 手 当	40,056	制度改正に伴う増減分	18,590	給与改定に伴う期末勤勉手当の増 期末勤勉手当支給率の増	
		その他の増減分	21,466	職員の異動等に伴う増減	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		消 防 職 員	
		消 防 吏 員	事 務 吏 員
令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)	317,417	0
	平均給与月額 (円)	421,190	0
	平均年齢 (歳)	40.4	0.0
令和5年1月1日現在	平均給料月額 (円)	315,374	0
	平均給与月額 (円)	422,724	0
	平均年齢 (歳)	40.0	0.0

備考 暫定再任用短時間勤務職員は除く。

イ 初任給

区 分	一般行政職 (円)
高 校 卒	176,100
大 学 卒	202,400

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年1月1日現在	1級	39	11.6
	2級	34	10.1
	3級	76	22.6
	4級	74	22.0
	5級	53	15.8
	6級	48	14.3
	7級	7	2.1
	8級	5	1.5
	計	336	100.0
令和5年1月1日現在	1級	39	11.7
	2級	38	11.4
	3級	68	20.5
	4級	72	21.7
	5級	53	16.0
	6級	50	15.1
	7級	7	2.1
	8級	5	1.5
	計	332	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1級～3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	主任  係員	係長  主査	課長補佐	専門監 室長 指揮監 副署長 主幹 消防署の課長	事務局の専門監 会計管理者 消防本部の 課長 特別消防隊長 消防署長	消防長  次長

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種	
			消 防 職	
本 年 度	職 員 数 (A)(人)	342	342	
	昇給に係る職員数 (B)(人)	305	305	
	号給数別内訳	2号給(人)		
		3号給(人)	39	39
		4号給(人)	266	266
		6号給(人)		
	8号給(人)			
比率(B)/(A)	(%)	89.2	89.2	
前 年 度	職 員 数 (A)(人)	336	336	
	昇給に係る職員数 (B)(人)	308	308	
	号給数別内訳	2号給(人)		
		3号給(人)	42	42
		4号給(人)	266	266
		6号給(人)		
	8号給(人)			
比率(B)/(A)	(%)	91.7	91.7	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の階級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本年度	2.25(1.175)	2.25(1.175)	4.50(2.35)	有	
前年度	2.20(1.150)	2.20(1.150)	4.40(2.30)	有	
国の制度	2.25(1.175)	2.25(1.175)	4.50(2.35)	有	

備考 ( ) 内は、暫定再任用短時間勤務職員の支給率

カ 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.270750	47.709000	47.709	定年前早期退職特例 措置(2~45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.270750	47.709000	47.709	定年前早期退職特例 措置(2~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	全地域
支給率 (%)	10
支給対象職員 (人)	342 (7)
国の指定基準に基づく支給率 (%)	

備考 ( ) 内は、暫定再任用短時間勤務職員について外書き

ク 特殊勤務手当

区 分	全職員
給料総額に対する比率 (%)	0.89
支給対象職員の比率 (%) (令和6年1月1日現在)	76.06
代表的な特殊勤務手当の名称	出勤手当

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	交通用具使用者の片道45km以上から金額が異なる

地方債の令和4年度末における現在高並びに令和5年度末及び  
令和6年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：円)

起債の目的		令和4年度末 現在高	令和5年度末 現在高見込額	令和6年度中増減見込額		令和6年度末 現在高見込額
				令和6年度中 起債見込額	令和6年度中 元金償還見込額	
平成15年度 借入金	日進西出張所 建設事業	4,876,000				0
令和元年度 借入金	車両整備事業 (災害対応特殊水槽付 消防ポンプ自動車)	3,500,000	1,750,000		1,750,000	0
令和元年度 借入金	車両整備事業 (災害対応特殊 救急自動車)	5,000,000	2,500,000		2,500,000	0
令和元年度 借入金	指令システム整備 部分更新事業	46,800,000	23,400,000		23,400,000	0
令和2年度 借入金	車両整備事業 (災害対応特殊化学 消防ポンプ自動車)	15,600,000	10,400,000		5,200,000	5,200,000
令和3年度 借入金	車両整備事業 (水槽付消防 ポンプ自動車)	44,000,000	33,000,000		11,000,000	22,000,000
令和3年度 借入金	車両整備事業 (救助工作車)	37,000,000	27,750,000		9,250,000	18,500,000
令和4年度 借入金	車両整備事業 (水槽付消防 ポンプ自動車)	39,100,000	31,280,000		7,820,000	23,460,000
令和4年度 借入金	車両整備事業 (災害対応特殊はしご付 消防自動車)	125,000,000	100,000,000		25,000,000	75,000,000
令和5年度 借入金	車両整備事業 (災害対応特殊 消防ポンプ自動車)		29,000,000		5,800,000	23,200,000
令和5年度 借入金	車両整備事業 (はしご消防自動 車)		185,100,000		34,800,000	150,300,000
令和5年度 借入金	車両整備事業 (救助工作車)		99,800,000			99,800,000
令和5年度 借入金	車両整備事業 (大型水槽車)		85,900,000			85,900,000
令和6年度 借入金	車両整備事業 (救助工作車)			94,000,000		94,000,000
令和6年度 借入金	車両整備事業 (水槽付消防 ポンプ自動車)			142,100,000		142,100,000
令和6年度 借入金	指令システム 部分更新事業			397,000,000		397,000,000
		320,876,000	629,880,000	633,100,000	126,520,000	1,136,460,000